

さいたま市の 障害者福祉 ガイド

ご利用上の注意

■記載内容は最小限にとどめてありますので、目安を示すものとしてご利用ください。詳細については、それぞれの窓口にお問い合わせください。

■今後、制度の内容などが変わる場合がありますので、ご確認の上、ご利用ください。

■記載している事業の一部では、マイナンバー（個人番号）を利用します。マイナンバーを利用する事業の申請書等の提出の際「本人確認」として以下①、②のいずれかが必要です。
①マイナンバーカード（個人番号カード）
②個人番号確認書類（通知カード^{※1}、個人番号が記載された住民票）と身元確認書類^{※2}
申請者以外の方が代理人として窓口へお越しの場合は、委任状又は申請者の方の健康保険証など、代理関係がわかるものもお持ちください。

※1 通知カードは、令和2年5月25日以前に交付されていて、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り、利用可能。

※2 身元確認書類

- ①官公署が発行した顔写真付の書類（いずれか1つ）
例：運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
②官公庁等公共機関から発行された書類（2つ以上）
例：被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書



マイナンバーを利用する事業の記事には、左記のマーク（マイナンバーロゴマーク「マイナちゃん」）の表示をしています。

■さいたま市のホームページにおいて、本冊子の内容や障害福祉・関連施設に関する情報などを掲載しています。

1	相談窓口	3
2	手帳の交付	12
3	ノーマライゼーション条例の概要	15
4	障害者総合支援法のサービス	17
5	児童福祉法のサービス	22
6	医療費等	23
7	手当・年金・給付金・貸付	30
8	日常生活の支援	37
9	外出の支援	49
10	社会参加の促進	56
11	税の控除・減免	61
12	公共料金の割引	69
13	就労	75
14	教育	83
15	住宅	86
16	福祉保養施設など	88
	資料編	89

さいたま市の市外局番は 048 です。

このガイドブックの作成費用の一部を広告料収入でまかなっています。

目次

障害区分・等級(程度)別制度・サービス一覧表	1
------------------------	---

第1章 相談窓口

各区役所支援課 障害福祉係	3
障害者生活支援センター	4
障害者更生相談センター	5
障害者総合支援センター	5
北部児童相談所・南部児童相談所	6
総合療育センターひまわり学園	6
保健所	6
各区役所保健センター	7
こころの健康センター	7
埼玉県医療的ケア児等支援センター	7
さいたま市社会福祉協議会	8
日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業) 「あんしんサポートさいたま」	8
障害者相談員	9
民生委員・児童委員	10
聴覚障害者相談員	10
埼玉県社会福祉協議会	11
埼玉県障害者権利擁護センター	11
成年後見制度の利用支援	11

第2章 手帳の交付

身体障害者手帳の交付	12
療育手帳の交付	13
精神障害者保健福祉手帳の交付	14
精神障害者保健福祉手帳診断書料の助成	14

第3章 ノーマライゼーション条例の概要

ノーマライゼーション条例の概要	15
-----------------	----

第4章 障害者総合支援法のサービス

障害者総合支援法のサービス	17
サービスを利用できる方	17
各障害福祉サービス等の内容	18
障害福祉サービスなどの利用のための手続き	19
障害支援区分	20
障害支援区分と利用できるサービス	20
障害福祉サービス等における利用者負担のしくみ	20

第5章 児童福祉法のサービス

児童福祉法のサービス	22
障害児通所支援・障害児入所支援の内容	22

第6章 医療費等

心身障害者医療費の給付	23
自立支援医療の給付	24
更生医療の給付	24
育成医療の給付	25
精神通院医療の給付	25
受給者の費用負担	25
障害児(者)の歯科診療	26

その他の医療助成	26
指定難病医療給付	26
特定疾患医療給付	28
小児慢性特定疾病医療給付	29
先天性血液凝固因子欠乏症等	29
特定疾病	29

第7章 手当・年金・給付金・貸付

手当	30
年金	31
障害基礎年金(国民年金加入者)	31
特別障害給付金	31
在日外国人障害者等福祉手当	32
障害厚生年金(厚生年金加入者)	32
心身障害者扶養共済制度	33
給付金	34
交通事故被害者のご家族への援護金の給付	34
交通遺児等奨学金の支給	34
交通遺児育成助成金の支給	35
特別支援教育就学奨励費制度	35
産科医療補償制度	35
貸付	35
生活福祉資金の貸付け	35

第8章 日常生活の支援

補装具の交付・借受け・修理	37
軽・中等度難聴児の補聴器の交付	38
車いすの無料貸し出し	38
日常生活用具の給付・貸与	38
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付	43
自助具	43
緊急時連絡システム	44
緊急時安心キットの配布	44
避難行動要支援者名簿	45
障害児(者)生活サポート	45
訪問入浴サービス	46
訪問理容サービス	46
重度身体障害者寝具乾燥及び丸洗い	47
知的障害児(者)ショートステイ(短期入所)	47
障害者緊急一時保護等事業	47
重度障害者入院時コミュニケーション支援	48
ふれあい収集	48

第9章 外出の支援

福祉タクシー利用料金の助成	49
自動車燃料費の助成	49
自動車運転免許取得費の助成	50
安全運転相談	50
自動車改造費の補助	51
リフト付自動車の貸し出し	51
歩行困難な方の駐車許可証(駐車禁止規制除外標章)の交付	52
高齢運転者等専用駐車区間制度	53

車いす移動車等に対する通行許可証又は通行禁止 規制除外標章の交付	54
身体障害者補助犬	55
福祉バスの提供	55

第10章 社会参加の促進

手話通訳者の派遣	56
要約筆記者の派遣	56
盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	56
視覚障害者情報提供事業	56
市立図書館の対面朗読サービス	57
点字・録音図書の貸し出し	57
資料宅配サービス	57
点字図書館	57
「市議会だよりさいたま」テープ版・デイジー版・点字版	58
市議会テレビ広報番組「ようこそさいたま市議会へ」	58
「市報さいたま」テープ版・デイジー版・点字版	58
テレビ広報番組「のびのびシティ さいたま市」	58
さいたま市ホームページ	58
青い鳥郵便葉書（通常郵便はがきの配布）	58
電話お願い手帳	58
郵便等による不在者投票	59
点字投票	59
代理投票	59
障害者スポーツ教室	60
全国障害者スポーツ大会	60
彩の国ふれあいピック	60
心の輪を広げる障害者理解促進事業	60

第11章 税の控除・減免

税制上の特別措置	61
所得税の障害者控除	61
市民税・県民税の障害者控除	61
相続税の障害者控除	62
特定障害者に対する贈与税の非課税	62
個人事業税	62
一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付け等による 消費税の非課税	62
自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税 （環境性能割）の減免	62
軽自動車税（種別割）の減免	65
利子所得等の非課税に関する制度	66
所得税及び市民税・県民税の医療費控除及び医療 費控除の特例（セルフメディケーション税制）	66

第12章 公共料金の割引

JR運賃の割引	69
私鉄運賃の割引	69
バス運賃の割引	69
タクシー運賃の割引	69
航空運賃の割引	70
有料道路通行料金の割引	70
NHK放送受信料の減免（衛星放送を含む）	71
郵便料金の減免	71
ニュー福祉定期貯金	71
携帯電話基本使用料等の割引	72
ふれあい案内（無料番号案内）	72
市立施設使用料等の減免	73

第13章 就労

障害者総合支援センター	75
相談機関	76
公共職業安定所（ハローワーク）	76
ジョブスポット大宮・岩槻（障害者就労支援事業）	76
埼玉障害者職業センター	76
訓練機関	76
国立職業リハビリテーションセンター	76
埼玉県立職業能力開発センター	77
東京障害者職業能力開発校	77
埼玉盲人ホーム	78
トライアル雇用	78
職場適応訓練（短期）	78
職業準備支援	79
職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援	79
職場復帰支援（リワーク支援）	80
更生訓練費の支給	80
就職支度金の支給	81
重度障害者の就労支援	81
ピアショップ・サデコ MONO がたり	82

第14章 教育

教育相談	83
保育園・幼稚園	83
市内特別支援学級等	84
特別支援学校	85

第15章 住宅

重度身体障害者（児）居宅改善整備費の補助	86
県営住宅の抽せんにおける優遇措置	86
市営住宅の抽せんにおける優遇措置	87
民間賃貸住宅への入居支援	87

第16章 福祉保養施設など

埼玉県障害者交流センター	88
埼玉県伊豆潮風館	88

資料編

身体障害者障害程度等級表	89
特別児童扶養手当の障害基準	91
特別障害者手当・障害児福祉手当の該当基準	91
障害基礎年金の障害等級表（国民年金関係）	93
障害厚生年金の障害等級表	93
障害手当金に該当する障害の状態	94
障害者に関するマーク	95
障害者団体	97
市内の施設	102
介護保険制度	103
さいたま市障害者総合支援計画 2021-2023	106
さいたま市防災アプリ	107
防災行政無線メール	107
災害時防災情報電話サービス	108
火災・救急による緊急時の連絡先	108
事件・事故のときの警察への緊急連絡先	109
緊急通報用紙（ファックス119）	110
さいたま市防災・緊急時安心カード	112
手話を試してみよう！	114